**平成２１年（フ）第２８８号**
石川県白山市宮保町1181番地
債務者　西本　春枝
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２９０号**
金沢市末町９の１番地14
債務者　山本登喜美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第１４０４号**
名古屋市守山区新守町75番地　メゾン幸403号
債務者　昇天閣こと松井美佐紀こと　鄭　実子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１６７０号**
名古屋市北区喜惣治１丁目402番地　新田ハイツ102号
債務者　牧野由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５５号**
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字寺前41番地
債務者　加藤　照子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第２８０号**
香川県さぬき市志度5006番地237
債務者　鈴木　幸弘
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２０年（フ）第２３１８号**
福岡県古賀市天神７丁目６―31
債務者　浦田　暁美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第２８２４号**
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目144番地
債務者　入口　律子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第６０１号**
高松市林町1176番地１
債務者　國分奈津美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第８０３号**
福岡市南区野間３丁目11番３―209号
債務者　吉本　正司
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１０５８号**
福岡県太宰府市五条２―20―32　ソルベルデ五条402、破産手続開始申立時の住所福岡市南区柏原３丁目１番12―１号
債務者　深堀　代子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１０９８号**
福岡市南区長丘３丁目３番７―303号
債務者　加來奈津子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１１５９号**
福岡市東区香椎浜２丁目３番４―504号
債務者　荒木　健志
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１１７４号**
福岡市南区皿山３丁目11番７―203号
債務者　古居　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１１９７号**
福岡県宗像市日の里２丁目19番地13
債務者　大島　美香
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１２３３号**
福岡市東区千早１丁目27番５号
債務者　毎熊　久人
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１２５０号**
福岡市中央区春吉２丁目２番35―102号
債務者　千原久美子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部